

第2期

西川町子ども・子育て支援事業計画 / 西川町母子保健計画

令和2年3月 策 定

令和5年3月一部改訂

山形県 西川町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と計画の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画期間	
4	計画の対象	
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	2
1	人口、出生数の動向	
2	世帯の動向	
3	産業、雇用の動向	
4	地域子ども・子育て支援事業等の現状と課題	
第3章	計画の基本的な考え方	10
1	基本理念	
2	基本目標	
3	めざす町のすがた	
4	計画の内容	
第4章	支援事業計画	16
1	教育・保育提供区域の設定	
2	保育の必要性の認定について	
3	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み	
4	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保の方策の考え方	
5	地域子ども・子育て支援事業に関する内容	
6	各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策	
7	子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保	
第5章	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保	21
1	施設の利用情報の発信	
2	関係機関との連携	
第6章	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策との連携	21
1	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する事業	
第7章	計画の推進に向けて	22
1	進捗状況の評価・検証	
2	福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携調整	
3	家庭・地域・関係機関との連携	
4	計画の周知	
5	施策の見直し	

西川町子ども・子育て支援事業計画（第２期）

第１章 計画の策定にあたって

１ 計画策定の背景と計画の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。このような状況の中、町は、平成２２年に「子どもたちが健やかに育つ町をめざして」をテーマと次世代育成支援行動計画の後期計画を策定し、安心して、子育てができる町づくりを推進するために、母子保健事業の推進や不妊治療費の助成、子育て祝い金、紙おむつ代助成事業、子育て支援センターの拡充、保育待機児童の発生防止等の施策や事業を展開し、子どもを生み育てやすい環境や子ども達が健やかに育つ環境づくりに努めてきました。

さらに、国では全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成２４年８月に「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、いわゆる子ども・子育て新システム関連３法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成２７年度からスタートし、「西川町次世代育成支援行動計画」の趣旨を引き継ぐ「西川町子ども・子育て支援事業計画（平成２７年度～平成３１年度）」を策定しました。この度、この計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き第２期の「西川町子ども・子育て支援事業計画（令和２年～令和６年度）」を策定し計画的に各事業を推進します。

２ 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めるものとし、「西川町母子健康計画」としても併せて位置づけし、一体的に推進することとします。なお、第６次西川町総合計画を上位計画とし、整合性を図るものとしします。

３ 計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

４ 計画の対象

本計画の対象者は、妊産婦から１８歳までの子どもとその家庭とします。

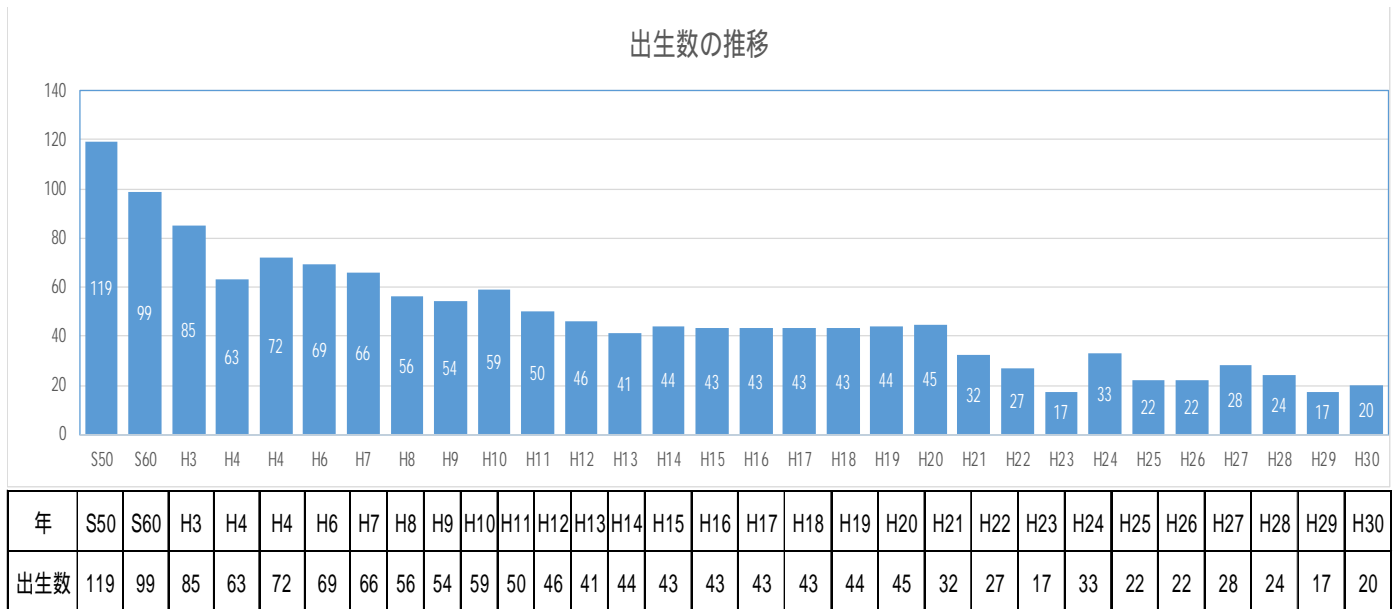
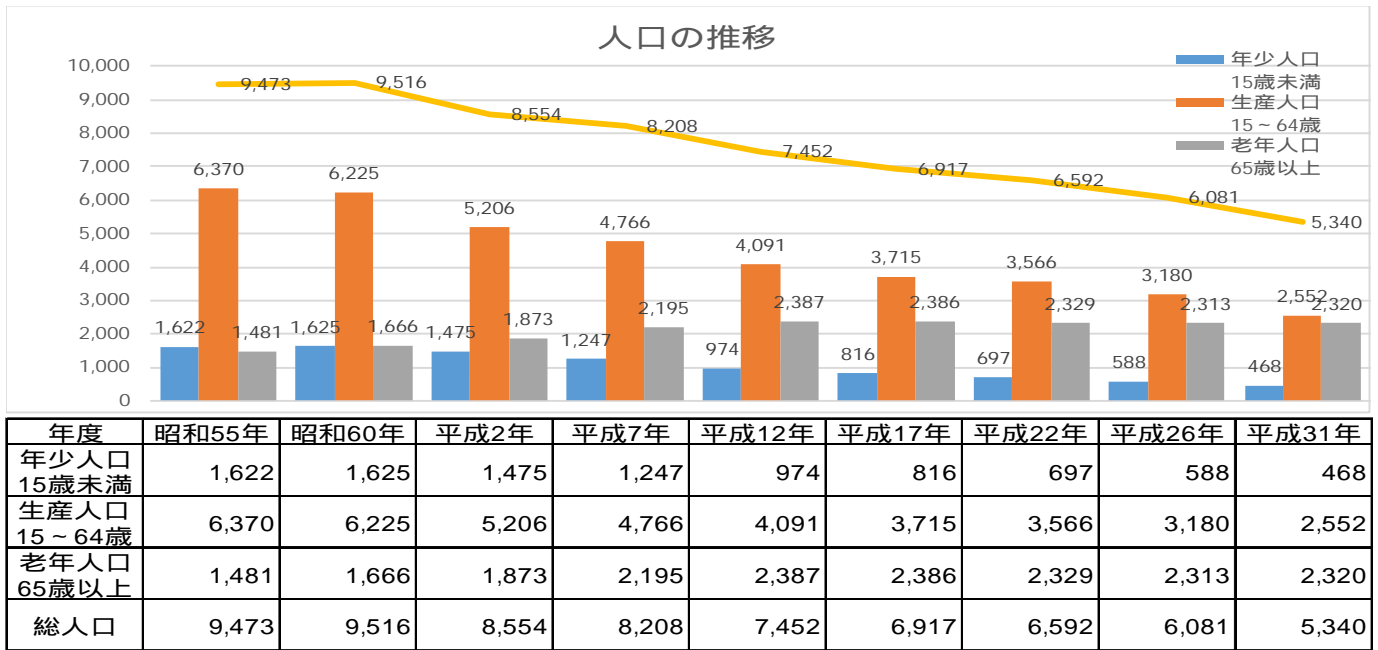
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口、出生数の動向

本町の人口は、住民基本台帳によると平成31年4月1日現在、5,340人となり、平成26年と比較して741人減少しています。

さらに、年齢3区分別人口をみると、15歳未満の人口は著しい減少を続けており、平成31年は468人となっています。一方で、65歳以上の高齢人口は平成12年頃から2,300人程度で推移しており、慢性的な少子高齢化の状態になっています。

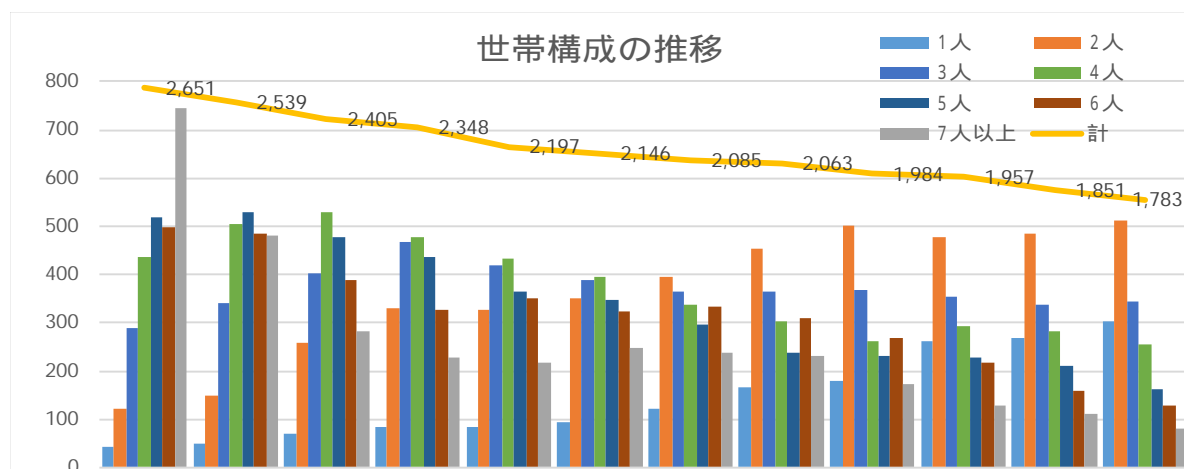
また、子どもの数の減少は著しい出生数の減少を反映しており、平成27年以降の出生数は20人前後で推移しており、本町の少子高齢化は著しく顕著になっています。



2 世帯の動向

世帯の状況は、人口の減少ほど急激な落ち方はみられません。減少傾向を示しています。近年では、65歳以上の高齢者の独居あるいは二人暮らし世帯が増加しています。

一方で、町の子育て支援センターの利用状況をみると、外孫や内孫の子守を行っている祖母の利用が多く見受けられます。

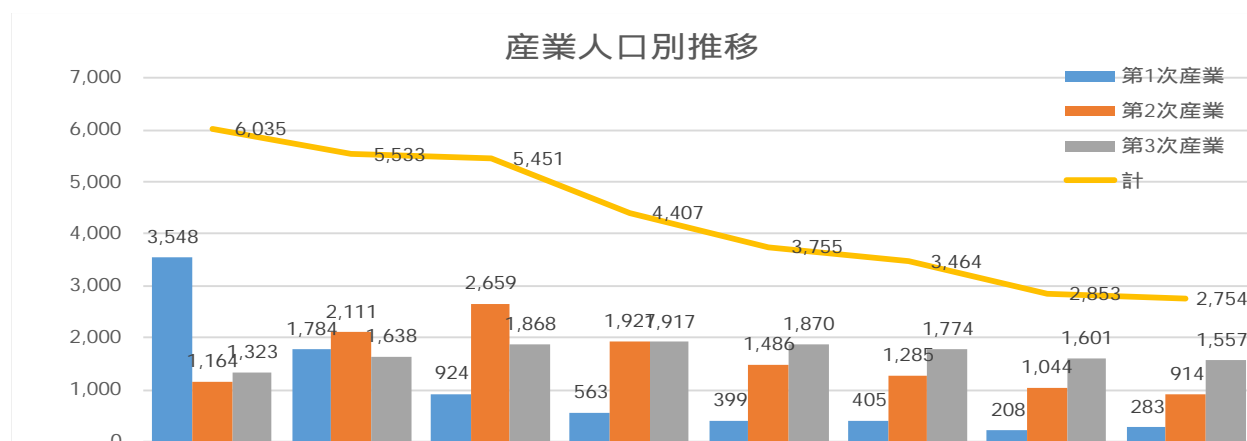


年度	35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
1人	42	51	69	84	82	93	122	166	178	263	270	302
2人	120	148	257	329	328	352	397	453	501	477	483	513
3人	289	342	402	466	421	388	363	363	369	353	338	345
4人	435	505	530	478	432	395	337	302	263	291	281	255
5人	520	528	476	438	366	346	296	238	230	228	210	162
6人	499	483	388	326	351	325	333	310	270	217	159	127
7人以上	746	482	283	227	217	247	237	231	173	128	110	79
計	2,651	2,539	2,405	2,348	2,197	2,146	2,085	2,063	1,984	1,957	1,851	1,783

国勢調査

3 産業、雇用の動向

人口の減少に伴い、産業別就業人口も年々減少しており、昭和50年からの35年間で51%の減少となりました。就業構造別にみると一次産業が86%の減少となっており、2次産業が57%の減少、3次産業が4.95%の微減となっています。サービス産業の就業者の割合が多く、土曜日、日曜日の勤務が多い職場に就業していることが予想されます。



年度	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	3,548	1,784	924	563	399	405	208	283
第2次産業	1,164	2,111	2,659	1,927	1,486	1,285	1,044	914
第3次産業	1,323	1,638	1,868	1,917	1,870	1,774	1,601	1,557
計	6,035	5,533	5,451	4,407	3,755	3,464	2,853	2,754

国勢調査

4 地域子ども・子育て支援事業等の現状と課題

これまで実施してきた各事業の実績等から、それぞれの課題も見えてきました。

(1) 利用者支援事業及び地域子育て支援拠点事業

<現状>

子育て支援情報の提供と支援事業に繋げる橋渡しと、乳幼児虐待の早期予防のため、町の母子保健施設である保健センターを「母子基本型」、子育て支援の拠点施設である子育て支援センターを「基本型」とし開設しており、保健師、保育士を専属の職員として配置し、支援事業の充実を図っています。

就学前の児童やその保護者等が交流できる場を提供するとともに、町の子育て支援の拠点施設として、子育て情報の提供や、利用者に寄り添った、育児不安や子育てに関する様々な相談を受け、その後の支援に結びつける窓口としての機能を有します。

母子保健型・基本型設置数

(単位：箇所)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
確保の内容	母子保健型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1

<課題>

「基本型」の子育て支援センターは、利用するメンバーの固定化により、新規利用者が入りづらいと感じている様子もあり、利用しやすい環境を整える必要があります。

子育て支援センター利用状況

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	子ども		1,761	3,455	2,992	1,942
	大人		1,513	2,933	2,507	1,775
	計		3,274	6,388	5,499	3,717
身体計測 (年 12 回)	子ども	281	301	268	282	184
	大人	256	269	263	249	174
	計	537	570	531	531	358
虫歯予防教室 (年 2 回)	子ども	20	16	31	31	15
	大人	17	16	31	31	15
	計	37	32	62	62	30

(単位：組)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ぱくぱくルーム(年 8 回)		98	102	97	45
ぴよぴよルーム(0歳児)		16	13	18	15
ぴよぴよルーム(妊婦)		2	5	3	1
ほっこりルーム		16	16	18	13

(2) 乳幼児全戸訪問事業

<現状>

生後0～2か月の乳児すべてを対象に保健師が訪問し、子育てに対する悩み等の相談に応じ、母親の育児不安の軽減等に努めています。

訪問実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者	27	26	16	17	15
訪問実数	27	26	16	17	15
実施率(%)	100	100	100	100	100
延べ人数	27	26	16	23	26

<課題>

近年、妊娠期から精神的不安を抱えている方や出産後、育児不安が強くなり、初回訪問のみならず、継続的に支援が必要になるケースが増えています。母子手帳交付時や初回訪問時にアセスメントを行い、適切な時期の訪問と対応が必要となっています。

(3) 養育支援訪問事業

<現状>

養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行っています。

訪問実績

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問件数	実数	3	3	6	6	4
	延べ人数	18	16	22	33	55

<課題>

多様なケースがあり、訪問数の増加が見られております。様々なケースへの対応できるよう、各関係機関との連携強化、体制づくりが必要となっています。

(4) 一時預かり事業

<現状>

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育園で一時的に預かり、必要な保育を行っています。

実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
箇所	1	1	1	1	1
利用数(延べ人数)	51	119	102	92	21

<課題>

事業を利用できる条件等を知らずに、緊急時等に困ることのないよう事業の周知・情報発信方法を検討していく必要があると考えられます。

(5) ファミリーサポート事業

<現状>

地域において育児の援助を受けたい者（利用会員）と援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関し、連絡調整を行っています。

実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用会員	12	16	19	21	21
協力会員	12	15	21	26	27
利用延べ件数	145	264	335	133	53

<課題>

協力会員の高齢化等により、新たな協力会員を募集しているが、応募は少ない状況であるため、今後の体制を強化するためにも、事業の周知・情報発信等を実施し、個別の声がけなども必要となってきました。

(6) 妊婦健康診査事業

<現状>

妊娠中は母体と赤ちゃんの健康管理のため、定期的な健診受診が必要になります。本町においては 14 回の一般健康診査、4 回の超音波検査、子宮頸がん検診、HTLV-1 抗体検査、性器クラミジア抗原検査の助成をしています。また、県外医療機関受診者に対しても償還払いでの対応をし、妊娠された方が受診しやすい環境になるよう努めています。

妊婦健診状況

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診者数	実数	26	20	18	21	25
	延べ人数	260	265	199	214	237

<課題>

妊娠 22 週を超えての妊娠届け出の方もおり、望ましい妊婦健診の回数が受けられない方もおります。また、近年、心の問題を抱える妊婦の方も増えており、妊娠期からのサポートが必要になる方もいるため、対応について検討していく必要があります。

(7) 不妊治療助成事業

<現状>

西川町に住所があり、出産後も西川町に居住し子育てをする意思がある方に対し、一般不妊治療及び特定不妊治療の一部助成治療を行っています。(1 年度あたり上限 10 万円、通算して 20 万円までの助成)

実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請件数	1	1	0	1	3
妊娠者数	1	0	0	1	0

< 課題 >

不妊により悩んでいる方へ、事業内容を周知する方法の検討が必要となっています。

(8) 乳幼児健康診査

< 現状 >

乳幼児健診は乳児の発達段階に応じて実施しており、各年度、年齢においても受診率はほぼ 100% に近く、高い受診率となっています。

乳幼児健診状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
3 ~ 5 か月 健診	対象者数	30	22	19	16	15
	受診数	30	20	19	16	14
	受診率(%)	100	90.9	100	100	93.3
11 ~ 12 か月	対象者数	28	25	27	18	14
	受診数	27	24	26	18	14
	受診率(%)	96.4	96.0	96.2	100	100
1歳6か月 健診	対象者数	24	28	26	18	19
	受診数	23	27	26	18	19
	受診率(%)	95.8	96.4	100	100	100
3歳児健診	対象者数	30	29	23	30	19
	受診数	29	29	22	30	19
	受診率(%)	96.6	100	95.6	100	100

< 課題 >

健診未受診者への対応と、転入・転出時の健診受診状況の確認を徹底し、切れ目のない支援が必要となっています。

(9) 歯科保健事業

< 現状 >

歯科健診は、乳幼児健診に合わせてと、単独で2歳児歯科健診を実施しています。乳幼児健診時は希望者に対し、フッ素塗布を行っており、2歳児歯科健診時には、受診者全員にカラーテストの実施、歯磨き指導を行っています。

また、保育園入園児に対し、年2回の歯科検診・フッ素塗布を行っています。さらに、年中児及び年長児を対象に、年一回、歯科衛生士による虫歯予防教室も行っています。

歯科健診受診者数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
11 ~ 12 か月	対象者数	28	25	27	18	14
	受診数	27	24	26	18	14
	受診率(%)	96.4	96.0	96.2	100	100
1歳6か月 健診	対象者数	24	28	26	18	19
	受診数	23	27	26	18	19
	受診率(%)	95.8	96.4	100	100	100

2歳児歯科 健診 (1人2回)	対象者数	61	41	57	54	41
	受診数	28	38	48	44	37
	受診率(%)	45.9	92.6	84.2	81.4	90.2
3歳児健診	対象者数	30	29	23	30	19
	受診数	29	29	22	30	19
	受診率(%)	96.6	100	95.6	100	100

保育園での歯科保健事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
虫歯予防教室 (年中児)	参加者数	26	23	27	24	30
虫歯予防教室 (年長児)	参加者数	36	26	23	26	24

< 課題 >

3歳児以降に虫歯の発生が多くみられることから、家庭での食生活の見直しや、仕上げ磨きの大切さ等を保護者と子どもへの意識付けが必要と考えられます。

(10) 発達支援事業

< 現状 >

町の健診時等において発達面で心配なお子さんに対し、支援を行っています。また、保護者に対しても育児の支援にも努めています。また、保育園、子育て支援センターにおいても臨床心理士の定期訪問、相談の機会を設け、支援につなげています。

支援状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数	1	0	0	0	0
延べ人数	1	0	0	0	0

< 課題 >

発達面で心配なお子さんに対し、すぐ療育センター等の医療機関へつなぐのではなく、まずは療育支援につなぎ、支援の工夫での状況の変化がない場合や服薬が必要かどうか等をアセスメントし、判断することが必要です。

(11) 予防接種事業

< 現状 >

予防接種法に基づき、定期接種に対し、決められた接種期間に公費で接種を受けることができます。ロタウイルス、おたふくかぜ、インフルエンザの任意予防接種について、費用の一部助成を行っています。

令和元年度定期予防接種摂取状況

種別		対象者数	対象者	接種者数	接種率
4種混合	期初回	15	生後3か月に達した時から生後12月に達するまでの期間にある者	13	86.6

2種混合	2期	43	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間にある者	32	74.4
麻しん・風しん	1期	18	1歳に達した時から2歳に達するまでの者	15	83.3
	2期	23	6歳に達した時から7歳に達するまでの者	22	95.6
日本脳炎	期初回	26	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間にある者	20	76.9
	2期	26	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間にある者	25	96.1
結核	結核	15	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間にある者	16	106.6
ヒブ	初回1回目	13	生後2月から生後7月に至る期間にある者	15	115.3
小児肺炎球菌	初回3回	13	生後2月から生後7月に至る期間にある者	15	115.3
B型肝炎	1回目	12	生後2月から生後9月に至る期間にある者	15	125.0
水痘	1回目	14	生後12月から生後15月に達するまでの期間にある者	15	107.1
子宮頸がん	1回目	18	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	1	5.5

< 課題 >

予防接種の必要性と適切な接種期間等の周知を図り、未接種者への接種勧奨が必要となってきました。

(12) 延長保育事業

保育園に入園している児童が、保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施しています。利用時間は、早朝は午前7時30分から、夕方は午後7時までとなっています。

支援状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延べ 件数	早朝	4,131	4,026	6,576	6,767	7,382
	夕方	8,271	7,650	8,573	8,781	9,326

第3章 計画の基本的な考え方

第1期子ども・子育て支援事業計画の考え方を継承し、町の第6次総合計画の基本目標に即し、次の基本理念と基本目標を掲げ、対応を図るものとします。

1 基本理念

安心して子どもを生き健やかに育てることができる環境づくりを進めるためには、保健、医療、福祉、教育、企業、地域など親子を取り巻くすべての分野と次世代の親となる若者をはじめ、これを取り巻く各分野における関係機関などの総合的な対応と施策の推進が必要となります。

同時に、これらの施策を推進するためには、多くの町民の理解と協力が必要となります。

そこで、西川町が福祉政策の目標として掲げてきた「共に健やかに、共にいきいきと、共にいつまでも」を本計画においても基本目標とし、基本理念を次のとおり掲げることとします。

子どもたちが健やかに育つ町をめざして
～こころ豊かで、たくましく、自立した社会人となるように～

だれもが安心してこころ豊かに暮らせるようにするために、家庭や地域、学校、企業、行政などの多くの人々が協力してその仕組みをつくっていきます。

そして将来の西川町を担う大切な子どもたちが、夢をもって、健やかにたくましく育ち、若者が希望を持って暮らすことができるまちづくりをめざします。

2 基本目標

「共に健やかに」・・・ 妊娠期の母子の健康管理に始まり、健康的な生活習慣づくりや事故防止対策など、子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

「共にいきいきと」・・・ この町に生を受け、親や家族、地域の人たちに見守られながら、若者が夢と希望を持っていきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

「共にいつまでも」・・・ 家族や隣組、町内会、地域、職場、若者から高齢者まで、それぞれが役割を持って連携し助け合い、心の安らぎと生きる喜びを感じることができるまちづくりを進めていきます。

3 めざす町のすがた

(1) 「安心子育てのまちづくり」

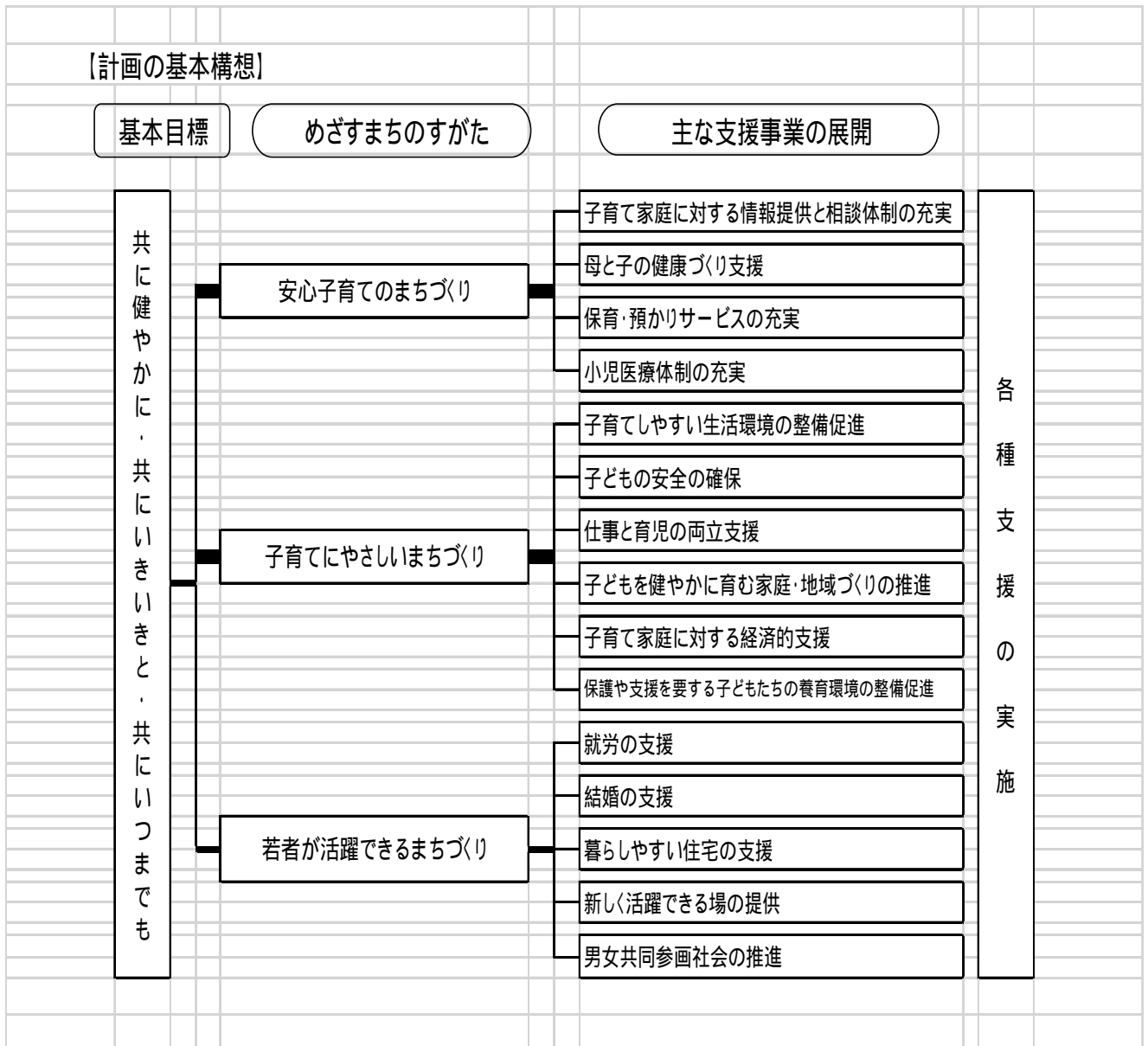
安心して子育てができるように子育て家庭を支援していきます。

(2) 「子育てにやさしいまちづくり」

子育てに必要な社会資本や社会環境の整備を進めていきます。

(3) 「若者が活躍できるまちづくり」

若者が夢と希望を持って活躍できるまちづくりを進めていきます。



4 計画の内容

(1)「安心子育てのまちづくり」

これまでの経緯と現状の課題

子育て支援に関する相談業務は、第1期計画では、所管の管轄が多岐に渡ることから、相談者のプライバシーを考慮しながらも、子育て支援センターを拠点とし、相談業務や窓口の紹介の仲介を行うことで、相談者が利用しやすい体制の整備を目標として取り組んできました。

また、子ども・子育て支援事業を実施していくなかで、子育て支援センターを相談の拠点施設に位置付け、利用者支援事業を導入し、地域子育て支援拠点施設の「基本型」、「母子保健型」施設を設置し、相談支援体制の更なる充実を図りました。

諸手続き等に関わる窓口機能の充実を含めた総合窓口化に関し、第1期の計画においては統一を行っていくことで、利用者の利便性の向上を図るとしておりましたが、プライバシーに関わる事項が多く、利用者の個人情報の保護の立場からも、従来とおりの担当で行うこととし、手続がスムーズに進むように、仲介や紹介等の業務に関して強化して関わることにより、必要に応じ、担当者が直接出向いて相談を受けるなど工夫により、ワンストップの窓口としての機能を有するような体制の強化に取り組みます。

ここ数年、年間出生者の数が非常に速いスピードで減少しています。更に、結婚年齢の晩婚化等の要因により、不安を感じることなく、子どもを望み、生み育てていくことができるように、保健センター内に母子保健型の子育て世代包括支援センター設置し、専任の保健師が、妊娠期から育児期の及び母子一人ひとりに対するきめこまやかな対応や情報提供を更に充実できるような取り組みを行っています。

保育サービスにおいては、出生数の減少の半面、出生者の3分の2ほどの子どもが3歳未満児からの保育を希望する状態となっています。平日の延長保育や土曜日の完全保育等、保育希望者のニーズに対応した、保育サービスを充実させ対応しているところですが、保育者の確保や就労環境の対応については、更なる拡充に向けた対応を行っています。

また、保護者の育児教育にも力を入れ、休日は、家庭で親子の触れ合いを十分に保てるよう、家庭での育児の必要性についても力を入れて取り組んでいくこととします。

主な事業の展開

子育て家庭に対する情報提供と相談体制の充実

町の保健センターと子育て支援センターに子育て世代包括支援センターの「母子保健型」「基本型」をそれぞれ開設し、子育て支援に関する情報をわかりやすく提供するとともに、専任の保健師、保育士が日常的な育児の相談にあたり、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

<主な支援事業>

- ・子育て応援窓口の開設と支援窓口の一元化
- ・母子保健相談窓口の充実
- ・子育て支援情報の提供
- ・子育て世代包括支援センターの開設
- ・子育て支援事業
- ・ファミリーサポート事業

母と子の健康づくり支援

お母さんの心身の健康保持と、乳幼児一人ひとりの健やかな成長のための事業を推進します。

<主な支援事業>

- ・妊婦健康診査事業
- ・乳幼児全戸訪問事業
- ・養育支援事業
- ・予防接種事業
- ・乳幼児健康診査
- ・歯科保健事業
- ・不妊治療助成事業
- ・発達支援事業

保育・託児サービスの充実

保護者が必要としているときに、安心して預けられる保育体制づくりを進め、子どもや家族の病気、冠婚葬祭等、緊急的、かつ一時的に発生する保育ニーズにも対応できる組織や体制をつくっていきます。

また、保育園一か所のみでの設置である当町においては、教育認定児に関しても特別利用保育制度を活用し、希望児全児が保育を受けられる体制を整えます。

さらに、放課後児童対策として、現在は西川小学校で行われている「放課後子ども教室」のみであるが、今後は「放課後児童クラブ」への移行について検討も行っていくこととします。

<主な支援事業>

- ・保育サービスの充実
- ・一時預かり事業
- ・放課後子ども教室
- ・延長保育サービスの充実
- ・放課後児童クラブへの移行検討

小児医療体制の充実

町立病院での小児受診の対応や、山形市医師会の夜間・休日小児診療受入に伴う広域的な対応の促進、病児・病後児保育の広域的な受入に向けた対応等の充実を図っていきます。

<主な支援事業>

- ・広域的連携を含む小児医療の充実
- ・小児救急啓発事業
- ・病児、病後児保育の実施に向けた検討

(2)「子育てにやさしいまちづくり」

これまでの経緯と現状の課題

少子化や小学校の統合などに伴い、子どもが集団で遊びをする機会が減ってきています。更に道路網の充実や交通の高速化に伴い、子どもが安全に外で遊べる場所がなくなりつつあります。町内に大型の遊具を備えた公園の整備を望む声も多く、冬期間における屋内遊戯施設も含めて、今計画期間中において、既存施設の改修や整理も含めた、公園整備の検討が必要と思われます。

また、冬期間における生活道路の除雪体制の整備や子どもの見守りの強化など安全体制を更に進めていく必要があります。更には、子どもの健全な育成のために地域文化の継承や地域交流活動の推進など、地域の子として子どもを育てる仕組みが必要と考えられます。

医療費助成事業や、西川町子育て応援事業、給食費の助成など、子育て家庭に対する経済支援一定の効果をあげていますが、町外への通学支援の更なる充実など、公共交通機関の不足を補う支援を検討していく必要があります。

主な事業の展開

子育てしやすい生活環境の整備促進

休日でも利用できる子どもの遊び場や、子連れでも安心して利用できる施設整備など、日常生活の利便性向上を目指した町づくりを推進します。

<主な支援事業>

- ・ 児童公園整備事業
- ・ 屋内児童遊園整備事業
- ・ 買い物支援事業
- ・ 公共施設修繕事業
- ・ 安全な道路環境の整備促進

子どもの安全の確保

子どもを交通安全や犯罪の被害から守るため、安全対策を講じ、事故を予防するとともに、被害に遭うことのないように施策を推進します。

<主な支援事業>

- ・ 交通安全学習の推進
- ・ 安全対策推進事業の実施

仕事と育児の両立支援の推進

どのような勤務形態であろうとも、育児休暇が取得できる職場環境の推進や、仕事と育児の両立できる職場環境のづくりを推進します。

<主な支援事業>

- ・ 育児と就労料率支援相談窓口の設置と相談者への対応
- ・ トワイライト支援事業の普及に向けた促進

子どもを健やかに育む家庭・地域づくりの推進

親がゆとりと自信を持って子育てができるよう、家族みんなに必要な情報の提供と学習機会の提供を行うなど、家庭の教育力を高め、社会全体で子どもたちを育てていくという機運を構築していきます。

<主な支援事業>

- ・ 家庭教育学習会
- ・ 食育の推進
- ・ 家庭の日の推進
- ・ 地域文化の継承事業
- ・ 地域交流活動の推進

子育て家庭に対する経済的支援

医療機関が少なく、大型店舗や高等学校が無いなどの環境から生じる子育ての経済的負担を、できるだけ軽減できるように支援体制を拡大して行きます。

高校進学に伴う、送迎やバス運賃等の負担を軽減するための対策を進めていきます。将来の西川町を担う子どもたちに対する、育児・育成環境、助成制度の充実と、将来町に帰ってくるような機運の醸成を図るための施策の展開を図ります。

<主な支援事業>

- ・ 西川町子育て応援事業の推進
- ・ 保育料の負担軽減
- ・ 医療費助成事業の充実
- ・ 通園・通学バス運行事業の充実
- ・ 高等学校、大学校への進学支援事業

保護や支援を要する子どもたちの養育環境の整備促進

全国的な児童虐待の増加傾向を踏まえて、「子育て世代包括支援センター」を中心にして、情報交換及び支援会議等を開催し、関係機関との連携を密にし、予防と早期発見に努めていきます。また、万が一、事件が発生した場合には、被害が最小限となるよう、児童相談所や関係機関と協力して迅速な対応を図るものとします。

<主な支援事業>

- ・西川町子ども・子育て会議
- ・保・小・中学校連携の強化と充実
- ・西川町子育て世代包括支援センターの設置と事業内容の充実
- ・要保護児童対策地域協議会

(3)「若者が活躍できるまちづくり」

これまでの経緯と現状の課題

年間の婚姻届出数が減少を続けていく中で、若い世代が定住しやすいような住環境の整備を進めています。また、町の自然環境や、特産品を活かした総合産業化を進めることにより、町内で働く場を創設し、更には、町に定住を希望する人の積極的な受入や、受入に伴う空き家の活用など、町の未来を担う若者世代を支援する事業は更に充実を図る必要があると考えられます。更には、町に住み続けられるような定住化支援のための社会資本の整備や、結婚を望む人が結婚できるような結婚支援の展開などを充実させ、合わせて、若い人の意見や思いが、町づくりに活かされるような、社会参加の機会の創出を行い、自らが未来の町のすがたを思い描けるようにしていきます。

主な事業の展開

就労支援

町内企業との協力や、新たな就労の場づくりなど、若者の就労の場の確保を推進していきます。

<主な支援事業>

- ・町内企業、産業の活性化の促進
- ・新たな企業の創出と誘致
- ・新規産業の創出
- ・企業支援の充実

結婚の支援

結婚を望む若者が、幸せな結婚と安定した居住ができるような支援を行います。

<主な支援事業>

- ・ブライダルサポート事業の充実

暮らしやすい住宅の支援

西川町で暮らしたいと望む若者や、自然豊かな環境での暮らしを望む若者が、定住しやすい住宅環境づくりをすすめていきます。

<主な支援事業>

- ・若者向け住宅の整備による定住化の促進
- ・住宅建築改修等事業の利用促進
- ・空き家バンク事業の充実と利用促進

新しく活躍できる場の提供と男女共同参画社会の推進

町の未来を担える人材として、まちづくりの中心的な役割を担えるよう、人材の育成と活躍できる場所づくりを進めていきます。また、男女の性差によって差別されることなく活躍できる社会づくりをめざします。

<主な支援事業>

- ・町長との語る会等による若者の意見の聞き取り

第4章 支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他社会的要件、教育保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を指定することになっていきます。小学校区、中学校区、行政区単位等地域の実情において設定することになっていきますが、西川町における教育・保育施設は平成14年3月に町内の3つの保育園を統合し、にしかわ保育園として、設置運営を行っています。他に民間の保育園等の設置は無く、今後の子どもの数の推計を考慮しても、今後も設置の予定は無いものと考えられることから、第1期計画に引き続き、全町を一つの区域として指定するものとします。

保育の対象となる入園児は、町民を優先としますが、施設の受入の範囲内において、町内の職場に勤務する方が、にしかわ保育園での保育を希望された場合、受託により受入も可能とします。併せて、町民の子どもが町外の保育施設での保育を希望する場合は、関係機関と可能な限り調整するものとします。

2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっております。

認定は次の1～3号の区分で行います。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども(保育を必要とする)	保育園 認定こども園 特定地域型保育事業

幼稚園・認定こども園共に町内には未設置の施設

1号認定の場合は特例保育とし、保育園での保育を受けることができる

3 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み

「幼児期の教育・保育の量の見込み」

計画期間中における、保育の量の見込みに関しては、これまでの保育園の入園実績、人口推計等から、下記のとおり必要な量の見込みを算出・設定するとともに、見込みに対する提供体制の確保を図るものとします。

(単位：人)

経過年次		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)					
教育・保育認定の区分		認定区分				認定区分					
		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定			
		教育認定	保育認定			教育認定	保育認定				
3歳以上	1.2歳児		0歳児	3歳以上	1.2歳児		0歳児				
保育(教育)の量の見込み		0	83	25	5	0	73	25	5		
確保の内容	受入施設区分										
	教育保育施設 (にしかわ保育園)	0	83	25	5	0	73	25	5		
	地域型保育事業者	0	0	0	0	0	0	0	0		
確保の状況		0	0	0	0	0	0	0	0		
3年目(令和4年度)		4年目(令和5年度)				5年目(令和6年度)					
認定区分		認定区分				認定区分					
1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
教育認定	保育認定			教育認定	保育認定			教育認定	保育認定		
	3歳以上	1.2歳児	0歳児		3歳以上	1.2歳児	0歳児		3歳以上	1.2歳児	0歳児
0	61	25	5	0	51	34	5	0	53	25	5
0	61	25	5	0	51	34	5	0	53	25	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

保育認定区分... 1号認定：満3歳以上で保育の必要性が無い場合(教育認定)
 2号認定：満3歳以上で保育の必要性が有る場合(保育認定)
 3号認定：満3歳未満で保育の必要性が有る場合(保育認定)

- 4 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の確保の方策の考え方
町では公立保育園1園で、町内の保育希望児全児の受け入れを行っています。町の出生数は年間20名前後で推移しており、急激な需要の拡大が起こるとは想定されず、更に事業者の参入による地域型保育事業施設の新設等も見込んでいないため、受入施設も「にしかわ保育園」1園としています。地域子ども・子育て支援事業においては、町の子育て支援センターを子育て支援拠点施設として位置づけ、子育て支援事業を行います。更に、保健センター・子育て支援センターに母子保健型・基本型として、専任職員を配置して各支援事業の展開を行います。
- 5 地域子ども・子育て支援事業に関する内容
地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で13事業定められており、当町では以下の9事業について実施していきます。
- 6 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策
計画期間中における、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関しては、第1期計画の事業実績、人口推計等から、下記のとおり必要な量の見込みを算出・設定するとともに、見込みに対する提供体制の確保を図るものとします。

(1) 利用者支援事業

子育て支援情報の提供と支援事業に繋げる橋渡し、乳幼児虐待の早期予防のため、町の母子保健施設である保健センターを「母子保健型」、子育て支援の拠点施設である子育て支援センターを「基本型」として開設しています。それぞれには、保健師、保育士を専属の職員として配置し、月一回の定例会議を開催し、実務者間で情報共有しながら切れ目のない母子支援に努めています。

見込み数

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	母子保健型	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育園に入園している児童が、保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施します。

見込み数

(単位：令和2年度～4年度 実利用人数、令和5年度～6年度 人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25	25	25	11,000	11,000
確保の内容	25	25	25	11,000	11,000
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする児童を一定期間養育及び保護を行ったり、夜間や休日に仕事のある保護者の児童の預かりを行ったりする事により、安定した育児環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により当該施設において養育、保護を行います。

見込み数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	短期支援事業	1	1	1	1
	トワイブス事業	1	1	1	1
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(4) 乳幼児全戸訪問事業

新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供及び養育環境等の掌握や助言を行います。

見込み数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保の内容	15	15	15	15	15
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を行います。

見込み数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保の内容	4	4	4	4	4
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業

就学前の児童やその保護者等が交流できる場を提供するとともに、町の子育て支援の拠点施設として、子育て情報の提供や、利用者に寄り添った、育児不安や子育てに関する様々な相談を受け、その後の支援に結びつける窓口としての機能を有します。

見込み数

(単位：令和2年度～4年度 回、令和5年度～6年度 人日)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	1,500	1,500
確保の内容	西川町子育て支援センター	10	10	10	1,500
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

見込み数

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保の内容	西川町子育て支援センター	60	60	60	60
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(8) ファミリーサポート事業

地域において育児の支援を受けたい者（利用会員）と支援を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関し、連絡調整を行います。

見込み数

(単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
確保の内容	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
- (確保状況)	0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康診査を実施して、その健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡率の低下、流・早産の防止及び、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦に対して健康診査補助券を発行します。

見込み数

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診者数	実数	20	20	20	20	20
	延べ数	200	200	200	200	200

7 子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保

(1) 質の高い幼児期の保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

幼児期の保育や教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、保育の提供にあたっては、年間のカリキュラムを作成し、カリキュラムに沿った保育の提供を行うものとします。

西川学園構想の計画の下、小・中学校との連携をより強化し、一貫した教育目標に沿って町が求める幼児期の保育をおこない、小学校への円滑な接続が行えるように取り組みを推進していきます。

(2) 保育の提供体制の確保の推進方策

出生数の減少が続いていますが、低年齢時からの保育のニーズは拡大しています。時代に即した保育のニーズに対応できるように、にしかわ保育園の受入体制を整え、保育を希望する全児が保育の提供をスムーズに受けられるように努めるものとします。

また、安全な保育環境を整えるため、園環境の整備のほか、保育基準を遵守した保育の提供を行うものとします。

・保・小・中連携の推進

保育園から中学校まで一貫した子育て支援を進めるために、保・小・中連携を密にし、小学校と接続をスムーズに行っていくため、保・小連絡会や教育支援委員会の充実、職員間の相互交流の推進等を図ります。さらに、中学生の職業体験やボランティアの受け入れなど中学校との交流も積極的に行っていきます。

- ・ 0～2歳児保育
低年齢児からの保育ニーズの拡大にあわせ、受け入れ体制の拡充と乳幼児期ならではのトイレトレーニング等日常生活・習慣の習得の援助を行っていきます。
- ・ 3～5歳児保育
子どもの自己形成を見守るなかで、コミュニケーション能力の習得と集団生活のルールを学ぶ支援を行い、更には保・小連携のカリキュラムに沿った、町の子どもとしての学びを提供していきます。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

1 施設の利用情報の発信

産後休暇等により、家庭において育児を行っている保護者などに対して、子育て支援センターが中心となり、センター利用の促進を図ります。また、保育施設利用のための情報発信を行っていくとともに、育児不安等に関して相談支援を行い、その後の保育園利用がスムーズに行えるように調整を行っていきます。

2 関係機関との連携

子育て世代包括支援センターの各専任保健師・保育士が情報連携をスムーズに行うことにより、子どもの異動等の情報をより早く手に入れ、声掛けと情報提供を行う事により、利用サービスの提供をスムーズに行えるようにします。更に、一時預かり事業をより柔軟に対応できるようにし、急な保育のニーズにも柔軟な対応を行えるような体制を整えます。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する施策との連携

地域全体の教育・保育力の向上を図るために、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する」下記事業について、積極的に連携・導入を行い、事業の展開を図るものとします。

1 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する事業

(1) 児童虐待防止対策の充実に対する事業

相談体制や支援体制について、児童相談所をはじめとする関係各機関との連絡調整につとめ、協議等必要とする場合は要保護児童対策地域協議会を中心とし、関係各課と連携及び情報の共有を図り、緊急時における保護児童等の受入に関する体制や制度についての整備を進めていくものとします。

(2) ファミリーサポート体制の充実

町が運営主体となり、サポート及び利用会員共に登録の拡大を図り、利用しやすい制度とするために、双方のマッチングを進めていくものとします。

(3) 子育て及び教育関係機関との連携と相談体制の強化

保小中連携を強化するとともに、園児と小学校児童や中学校の生徒との交流促進を進め、保育園から中学校まで、スムーズな移行の促進を図っていきます。

(4) ひとり親家庭の自立支援事業

生活支援や育児支援など相談や情報発信の充実を図っていきます。

(5) 子育て支援拠点の充実

町の子育て支援の拠点施設として養育相談や子育て情報発信の充実を図り、保健師や保育士による事業の開催など、利用者が利用しやすい施設を目指し、利用者の拡大と、支援事業の充実を図っていきます。

(6) 障がい児などの特別な支援が必要な子どもの施策の充実

保護者の不安を少しでも軽減できるように、関係機関の連携を強化し、相談業務と情報提供を充実していきます。

第7章 計画の推進に向けて

1 進捗状況の評価・検証

毎年1回、西川町子ども・子育て会議において、各種事業の実施状況を報告し、事業の評価及び検証を行います。

2 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携調整

本計画を効率的・効果的に実施するため、健康福祉課のみならず、本町の子ども・子育てに関わる関係課と連携し取り組んでいく必要があります。さらに、西川町子ども・子育て会議の意見等も踏まえ、関係課との調整を図っていきます。

3 家庭・地域・関係機関との連携

子どもの健やかな育ちを社会全体で支える環境を構築していくには、家庭や地域の役割がますます重要になっています。各々がそれぞれの役割を理解し果たしていくとともに、連携・協力のもと子育てを支援する環境づくりをおこなっていきます。

- ・家庭・・・家族一人ひとりが積極的に子育てや家事を行い、共に支え合う関係を築く。
- ・地域・・・子どもや子育て家庭の見守りなどを通して、地域が子育てを支えるという意味の醸成や、地域行事、伝統行事の充実を図っていく。
- ・保育園、学校等の関係機関・・・子どもたちの身近な施設として、子どもの保育等の支援はもちろん、保護者に対する相談や情報提供など多様な支援を実施していく。

4 計画の周知

町のホームページや子育て支援センター便り等により、子育て世代を中心に、本計画の周知を行っていきます。

5 施策の見直し

社会情勢の変化や国や県の動向、本町の財政状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の充実や見直しを図ります。